

か も な 園 短 期 入 所 生 活 介 護 利 用 料 金

平成27年4月1日～

種	類	…短期入所生活介護
所	在	地 …徳島市名東町2丁目454番地
連	絡	先 …088-633-6565
管	理	者 …川内 元徳
営	業	時 間 …24時間

I. 介護保険給付対象サービスとなるもの

1. 短期入所生活介護費 (従来型個室)

(単位)

介護度 時間	1	2	3	4	5
一日につき	579	646	714	781	846

2. その他の加算

加算	内容	単位数
機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に従事するものを常勤換算で1名以上配置している。	一日につき12
夜勤職員配置加算(I)	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合。	一日につき13
サービス提供体制強化加算(II)	当該事業所の看護・介護職員の総数のうち常勤職員が75%以上配置されていること。	一日につき6
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情から見て送迎が必要と認められる場合事業所と居宅との間の送迎を行う場合。	片道につき184
長期利用者提供減算	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所、生活介護を行った場合、減算を行う。	一日につき30減
介護職員処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる。	介護報酬の総額(短期入所生活介護費+各種加算)の5, 9%
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所介護を緊急に行った場合。(7日、または14日を限度)	一日につき90

Ⅱ. 食費・居住費

食費(施設基準額)	朝食	350円
	昼食	530円
	夕食	500円
居住費(施設基準額)	従来型個室	1,150円

☆負担限度額

	対象者	費用	
		第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等
		食費	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方	居住費	420円
		食費	390円
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1・2段階以外の方等	居住費	820円
		食費	650円
第4段階	市町村民税課税層	居住費	1150円
		食費	1380円

Ⅲ. 介護保険給付対象外となるもの

1. 施設がサービスを提供するもの

日常生活費 (洗剤、石鹸、オムツ等)	無料
遠足など特に定める行事への参加	実費

2. 施設外のサービスで、支払いを代行させて頂くことができるもの

外出時等食事代	食事代金全額
理容美容サービス	実費
その他各種利用料金の支払い	実費

Ⅳ. 職員配置状況

職員体制・・・利用者3人に対し看護・介護職員1名以上(特養併設)
 看護・介護職員・相談員の総数のうち常勤職員75%以上
 機能訓練指導員1名配置(特養併設)
 夜勤職員3名体制(特養併設)

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

TEL.. 088-633-6565

FAX.. 088-633-6568

か も な 園 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 利 用 料 金

平成27年4月1日～

種	類	…介護予防短期入所生活介護
所	在	地 …徳島市名東町二丁目454番地
連	絡	先 …088-633-6565
管	理	者 …川内 元徳
営	業	時 間 …24時間

I. 予防給付対象サービスとなるもの

1. 介護予防短期入所生活介護費 (従来型個室)

	要支援1	要支援2
一日につき	433	538

2. その他の加算

加算	内容	単位数
機能訓練指導員配置体制加算	機能訓練指導員の職務に従事するものを常勤換算で1名以上配置している。	一日につき12
サービス提供体制加算(Ⅱ)	当該事業所の看護・介護職員の総数のうち常勤職員が75%以上配置されていること。	一日につき6
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情から見て送迎が必要と認められる場合事業所と居宅との間の送迎を行う場合。	片道につき184
介護職員処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる。	介護報酬の総額(短期入所生活介護費+各種加算)の5,9%

II. 予防給付対象外となるもの

3. 食費・居住費(日額)

食費(施設基準額)	朝食	350円
	昼食	530円
	夕食	500円
居住費(施設基準額)	従来型個室	1,150円

☆負担限度額

	対象者		費用
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	居住費	320円
		食費	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が年間80万円以下の方	居住費	420円
		食費	390円
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1・2段階以外の方等	居住費	820円
		食費	650円
第4段階	市町村民税課税層	居住費	1150円
		食費	1380円

1. 施設がサービスを提供するもの

日常生活費 (ティッシュ、洗剤、石鹸、オムツ等)	無料
遠足など特に定める行事への参加	実費

2. 施設外のサービスで、支払いを代行させて頂くことができるもの

外出時等食事代	食事代金全額
理容美容サービス	実費
その他各種利用料金の支払い	実費

IV. 職員配置状況

職員体制・・・利用者3人に対し看護・介護職員1名以上(特養併設)
看護・介護職員・相談員の総数のうち常勤職員75%以上
機能訓練指導員1名配置(特養併設)

ご不明な点がありましたしたら、下記までお問い合わせください。

TEL.. 088-633-6565

FAX.. 088-633-6568